

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

(社)東京都社会保険労務士会中央支部 発行人 小山 昇 編集人 三木五郎

支部事業の展望

支部長 小山 昇

本年度は、さる2月13日の閣議決定により公表された「経済社会基本計画」即ち、高度経済成長から「活力ある福祉社会の実現」へと、経済政策転換の第一歩をふみだす年度であります。

そこで、その計画の概要にふれますと、課題として、豊かな環境の創造、物価の安定、ゆとりある安定した生活の確保、国際協調の推進と四つの柱が明かにされております。

又、長期的発展の目標としては、従来の経済発展パターンを改め、S60～65年のあるべき姿が描かれており、経済成長率は、S45～55年に約9%前後、S55～65年まで6～7%にたもたれ、一人当たり実質GNPは、S60～65年の間に6千ドル前後に達し、個人消費支出は、現在の約50～60%高まり、社会保障の充実、住宅の改善もはかられ、生活環境は、汚染のない社会が実現し、豊かな環境づくりが行なわれ、産業活動は、公害の防除、汚染物質をまったく外部に排出しない生産技術の開発、導入により環境を汚染せず、資源の再利用が可能なものに転換されるようです。さらに、輸出の国際貿易に占めるシェアはある程度高まり、経済全般にわたって国際化は一層進展するよう述べられております。

次に前述の長期的発展目標の実現化として、S48～52年の5年計画が具体的に掲げられておりますが、特にここでは、社労士業務に直接関係のあるものを整理してみますと、次のことのようにです。

〔社会保障〕

- 厚生年金～本年度から支給される標準的な年金額を月5万円とし、引続き改善を進める。
- 国民年金～厚生年金との均衡を考慮した水準とする。
- 老令福祉年金～本年度月5千円、S50年月1万円とし、引続き積極的な改善をはかる。

〔雇用環境〕

- 週休二日制～計画期間中に週休二日制の一般化を目途として、その普及をはかる。
- 定年の延長～計画期間中に60才定年の一般化を目途として、定年の延長に努める。

〔物価の安定〕

- 消費者物価～年平均上昇率を4%台にとどめることを目標とする。
- 卸売物価～加速的な上昇を示さずおおむね安定的に推移するよう努力する。

以上から、私達は福祉社会の発展をはかる経済政策を十分理解し、そのプロセスと実現とを見きわめながら、社労士業務の円満な活動に取り組むことが課せられた役割であろうと考えます。

そこで、本年度の支部事業の一端を述べますと、次の四つを柱とし、特に、中小企業（各位の顧問先）の賃金、労働時間の実態調査を重点課題として実施する所存でおります。

- ① 月例会～社労士業務における関係法令の勉強会。
特に、社会保障、労働安全衛生。
- ② 調査研究会～時短、週休二日制、賃金等の実態調査と研究。
- ③ 会報の発行～実態調査結果の一部発表。
- ④ 社労士業務の専門部会発足準備～賃金、年金、安全衛生等、部会づくり。

以上のように、本年度は非常に複雑かつ難題の多い計画を遂行することになりました。これも新しい時代に私達が担うところの必要、不可欠な問題点を深めるスタートの年度とするためであります。

新年度にあたり、簡単ではありますが支部事業の抱負を披瀝しますとともに、各位の旧倍のご理解あるご協力、ご支援を心からお願いする次第です。

47年度中央支部定期総会議事録

4月18日千代田区立総合体育館において、47年度定期総会を開催、次の各号議案を可決した。

(1)47年度収支決算書

収入総額 448,342円

支出総額 412,315

次期繰越額 36,027

収入の部

項	目	決算額	予算額
本部交付金	交 付 金	283,350円	360,000円
事業収入	事業収入	44,000	40,000
雑収入	雑収入	16,000	10,000
前期繰越金		4,992	4,992
借入金		100,000	0
合	計	448,342円	414,992円

支出の部

項	目	決算額	予算額
会議費	総会費	13,165円	20,000円
	幹事会費	0	30,000
	月例会費	11,000	30,000
事務費	旅費交通費	3,130	12,000
	印刷費	24,300	50,000
	通信費	23,200	25,000
	図書資料費	0	5,000
	調査研究費	0	5,000
	雑費	15,540	20,000
	事務費	590	3,000
事業費	研究会費	45,750	50,000
	会報費	51,000	45,000
	懇親会費	69,640	50,000
借入金	借入金	155,000	55,000
予備費	予備費	0	14,992
合	計	412,315円	414,992円

(2)47年度事業報告

定期総会 1回、月例会（含研究会） 8回

幹事会 12回、正副支部長会 7回

総務連絡会 4回、広報編集会議 6回開催す。

懇親旅行（川治温泉）および忘年会など実施。

なお、研究会の課題は「社労士業務の進め方」「時間短縮問題」、「公的年金の課題」、「安全衛生法」でいずれも時宜を得た演題として好評だった。因みに、当支部の事業活動は他支部に比し極めて積極的かつ定期的に実施されており、支部会員の権利として多数のご出席を切望します。

(3)48年度事業計画

○幹事会日程 4/6、5/11、6/1（以上済）

7/6、8/9、9/4、10/5、11/2、12/7、1/11、2/1、3/1（いずれも本部会議室で午後2時）

○月例会日程 4/18、5/18、6/12（以上済）

7/17、8/14、9/11、10/16、11/13、12/11、1/16、2/14、3/14（いずれも中央労働基準協会階上で午後1時半より）

○会報発行 年3回（B5判6頁建）

○懇親旅行 6／15（箱根強羅温泉）

○忘年会 日時未定

(4)48年度予算

収入の部

項	目	予算額	前年度決算額
本部交付金	交 付 金	364,750円	283,350円
事業収入	事業収入	40,000	44,000
雑収入	雑収入	10,000	16,000
借入金	借入金	0	100,000
前期繰越金	前期繰越金	36,027	4,992
合	計	450,777円	448,342円

支出の部

項	目	予算額	前年度決算額
会議費	総会費	20,000円	13,165円
	幹事会費	10,000	0
	月例会費	30,000	11,000
事務費	旅費交通費	12,000	3,130
	印刷費	50,000	24,300
	通信費	35,000	23,200
	図書資料費	5,000	0
	調査研究費	55,000	0
	雑費	30,000	15,540
	事務費	2,000	590
事業費	研究会費	60,000	45,750
	会報費	60,000	51,000
	懇親会費	50,000	69,640
借入金	借入金	0	155,000
予備費	予備費	31,777	0
合	計	450,777円	412,315円

(5)役員選任 幹事9名のところ、小野伝三、川上芳男、河嶋平助、込山元喜、小玉岩男、清水誠三郎、相馬誠一、長森敏泰、福田博、松林清雄、三木五郎の12氏を増員。また、中西理事退任に代り後任に永瀬進一氏が本部総会承認後理事に就任す。

就業規則の作成とその勘どころ（第4回）

柏 木 高 美

10. 就業規則検討のポイント

社会保険労務士が企業から就業規則の作成を依頼された場合の勘どころについては、前回その概要についてふれましたので、今回は企業が自らの手で原案を作成し、その内容検討の依頼があった場合の勘どころについて述べてみましょう。

クライアントが自己の手で作成した就業規則の原案の検討依頼があった場合の心得としては、第1は絶対的記載事項にもれはないかどうか。第2は法令に抵触するところがあるかないか。第3は労働条件の基準はそのクライアントの企業規模、業種などからみて世間相場と比べてどうか、といった点を判断して公正なアドバイスをすることです。

11. 検討結果は意見書で指導

このような依頼があった場合は、検討の結果、是正または改善を要する条文または労働条件の基準については、是正勧告書とか改善指導書といった大げさなやり方ではなく、「意見書」程度の方がよいでしょう。そしてこの意見書は条文別、または事案別にできる限り具体的に書いて渡すことがよいと思います。

(1) 総則関係

(事例1)

「第〇条 従業員はこの規則を厳守し……（以下略）」のように、被用者たる従業員にのみ規則の順守を要求している例がまありますが、これでは片手おちです。やはり「会社および従業員は……」として使用者たる企業も被用者たる従業員も守るべきことは互いに守るという双務契約の本旨とその義務観を双方に植えつけることが必要であります。

(事例2)

「第〇条 前略……パートタイマー、アルバイト等臨時雇用者については別に定める。」といったあいまいな規定の多いことは周知のとおりです。

いうまでもなく就業規則は、ひとつの企業がふたつ作っても3つ作ってもいいわけですし、ましてや、本社とか工場ごとく職場ごとに仕事の内容も労働態様も異なるため労働条件も異なるとか、あるいは常用者と臨時雇用者との間に労働条件に差異があるといった場合は、むしろ、それぞれ職場別に就業規則を作る方が実状に合っているといえましょう。

しかしながら、常用の賃金は月給制であるが臨時雇用者については、時間給制であるとか退職金は支

給しないという2点を除いてはすべて常用者と同一の労働条件であるとするならば、適用範囲に関する条文の項なり、ただし書としてその旨明文化するように指導すべきでありましょう。

ついでながらパートタイマー制度について一言ふれておきたいことは、多くの使用者がパートについて十分に理解していないうらみがあるということです。

すなわち、パートタイマーとは、フルタイマーに対する呼び方であり、1日の勤務時間が短い、月の出勤日数が少ないかということの相違点を除けば身分的には一般の雇用者となんら異なるところはないものであるということの理解が足りないわけです。したがって、パートタイマーの中にも常用もあれば臨時もあり得るのであります。

(2) 勤務関係

一般に就業規則で、「勤務」という章を設ければ、その中には、労働時間、休憩、休日、休暇までを含める例が多いようです。

(事例1)

「第〇条 就業時間は次の通りとする。

(1) 始業8時30分 (2) 終業17時30分 (3) 休憩12時より1時間」

この事例のように、規定の上では拘束9時間、実働8時間と規定しておきながら、実際は17時で終業しているため実働時間は7時間30分という事例があります。この種のケースの中には単純な誤りのものもありますが、時間外労働に対して支払う超過勤務手当計算の分母となる時間数を小さくすることによって割増賃金計算の単価が高くなることを防止しようという考えによるものもありますので適正な指導が必要です。

(事例2)

「第〇条 休日は次の通りとする。

(1) 毎日曜日 (2) 祝日は半数宛 (3) 年始5日」

この事例は「祝日は半数ずつ」という点について一切の説明がなされていないのです。したがって1人の従業員について年間12日の祝日は与えるけれども、その与え方は半数ずつの交替制によるものか、それとも1人について祝日12日のうち6日を与えようとするのかという点が不明であり、その上このような規定のし方では、年間の労働日数も不明確となりますので、この点具体的に規定させるべきであります。(以下次号)

春闘の結末

福祉元年の名にふさわしく、史上最高額と目されることしの春闘も、ようやく終幕を告げたようだが、総評を先兵とする闘争過程とその結末を、いま静かに振り返ってみよう。

まず、3月29日春闘共闘委による第一波統一行動の火ぶたが切られ、物価高に悩む労働者のうつ積は昨年なみの第一次回答（推定平均10,700円）に向けバク発した。ついで、第二波は越えて4月5日、半日・時限をまじえたストによって展開され、一次回答を軒なみ10%ないし20%上回る（約13,000円）回答を引き出すことに成功。これに力を得た共闘委は、さらに4月10日騎虎の勢いを駆って第三波統一行動にナダレ込んだ。そして、合化労連傘下の住友スリーエムに15,000円、帝国化工に14,500円の回答が示され、ひとつの春闘相場の突破口ができたのである。

これにさきだち、同盟賃闘翼下の伝統に輝く海員組合（註・数少ないわが国の産業別組合の一つ）は15,000円の回答を拒否し、「ストなし春闘」で收拾するという、ことしの団交方針もむなしく、お家芸の無期限ストに波をけたてて突入。また、電機労連も13,500円の回答を一蹴して、無期限超勤拒否の戦術にスイッチした。かくして、春闘前段の大舞台は夜明け前の書き割りを残したまま暗転、しばしの幕合いを迎えたのである。

だが、折しも日銀が「卸し売り物価指数はこの1年間に11%も高騰を続け、史上最高の2ケタを記録」と発表したニュースは、団交に腐心する資本側にひと息いれさせる間をも与えず、徹底的な窮地へすら追いこんでしまう事態となった。この予期せぬ舞台効果にいいよ満々の自信と意欲を燃やした共闘委は、春闘後段の年金ストを含む4月11日からの第4波統一行動へ向けて戦列を整え、散りしきる桜吹雪の中を足音高く踏みだしたのである。

ところが、一方において悲願にも似たスト権奪還を叫ぶ官公労のいわゆる政治ストが、民間の第4波行動のなかでシュプレヒコールされはじめるや、正面に押したた一枚看板の年金ストと融合せず、官公労は独走し始めたのみか、遂には上尾事件という一大ハプニングが勃発、政府に反撃の機会を与える結果となり、田中総理とのトップ会談も流れ、官公労の花道はアッケなく幕切れとなってしまった。

他方、この間を通じ、例年一発回答受諾していた鉄鋼労連も、ことしは高姿勢でネバリ続け（註・鉄

鋼は3月回答と4月回答では、その決算期の関係から4月妥結は不利といわれている）、25日初めて5ケタの10,600円（昨年比18%アップ）を獲得して妥結したのを皮切りに、26日24時間ゼネストに入った私鉄・国鉄が翌27日私鉄14,700円（前年比19.4%アップ）、国鉄10,162円（同12.89%）を始め電々、専売など公労協が昨年比平均13.55%アップを吞んでストを中止、春闘の舞台も3ヵ月のロングランに終止符を打った。

さて、今春闘の特長のいくつかをあげれば、

- ①電機、鉄鋼、ゴムなどに新しく指示されたポイント方式回答の増加。
- ②業種別の統一同額回答が目立ってふえ、欧米なみの賃金パターンとなってきたこと。
- ③要求額に対し満額回答が多く、従来の駆け引き的要求が減少したこと。
- ④トップバッターのなり手がいなかったこと。
- ⑤同盟の春闘に占める比重が増大したこと。
- ⑥物価高や買占め商社に対する「買い控え運動」の生活闘争を展開するなかで、「年金スト」や「スト権奪還スト」などの政治ストがぶたれたこと。
- ⑦労組側にキメ手となる引きガネが欠けていた半面、政府や資本側にも一貫した指導権がなかったことなどがあげられよう。

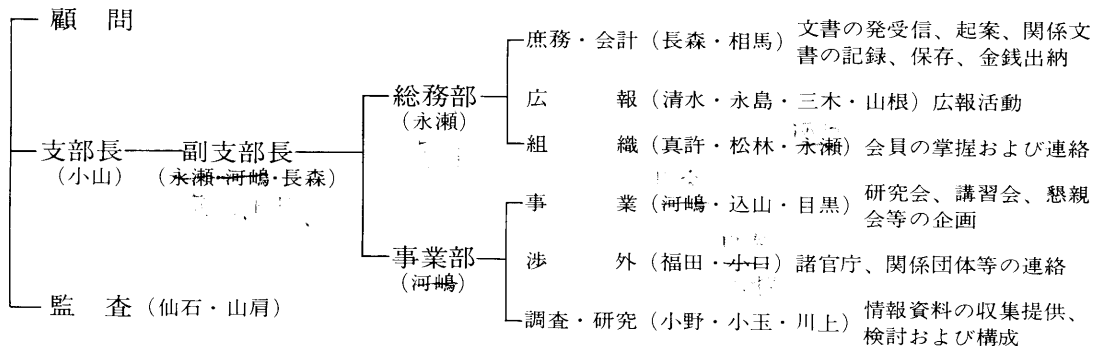
そのほか、忘れてならないことは、4月28日の公労協回答の引き換えに政府が示した「七つの大罪」ならぬ「七つの条件」がある。すなわち、スト権と処分問題を誠意を以て話し合い、その結論は今秋の公務員制度審の答申を待つというお墨つきだが、この点に関する限り政府は、春闘の高価な代償を秋まで延ばしたとのソシリを免がれまい。加えて、6月3日に寄せられたILO結社の自由委員会が発表した「官公労の処分に関する意見書」は、政府・自民党のこんごの動きに微妙な影響を与えよう。

因みに、大手・中小企業含め866社の今春闘妥結額平均は14,857円（昨年比大手20%、中小21.3%アップ）で、大手と中小の賃金格差がさらに縮小されたなど大体当初の予測通りであったということができよう。

そして、いまなお、しかも皮肉なことに日本経済の担い手ともいうべき東京証券取引所が、44,000円（50%アップ）を掲げて、孤軍闘争中であることを付記しておく。

（三木五郎 記）

支 部 機 構 組 織 表



〔備考〕本部役員 柏木副会長、山崎常任理事、石原・小山・永瀬各理事、三木監事 以上 6 名

会 員 間 連 絡 網

○第 1 班（担当者真許、小玉） 青池次男、石政武
伊藤陽三、大坪秀次、加藤平雄、小玉岩男、小山
昇、進士穂好、高橋和男、千早健三郎、中里和雄
真許碩義、宗沢万寿夫、山崎紀雄、吉田宏司

○第 2 班（担当者松林、河田） 安心院敏幸、井関
勝一、大津正明、小口隆明、柏原真仁、河嶋平助
谷野彪次郎、辻英夫、野中長俊、深谷秀延、松本
正美、三木五郎、河田倫子、松林清雄

○第 3 班（担当者相馬、川上） 秋田親二、市村豊
川上芳男、桑原良治、桑原裕、込山元喜、佐川捨
男、桜田光助、渋谷申梯、清水誠三郎、相馬誠一

長森敏泰、西村肇、山本武雄、山口八重子、渡辺
明夫、大石孝

○第 4 班（担当者永島、岡崎） 秋葉俊夫、石原健
三、白杵季子、岡崎正義、笠原英治、鴨志田真己
久保田旨一、倉富茂博、鶴貝知一、原田献三、福
田博、山肩良政、山根松夫、山本辰義、永島セツ

○第 5 班（担当者永瀬、小野） 小野伝三、柏木高
美、小池孝三、坂井俊一、杉村鉄夫、仙石晴一、
田中守三、田口卯一、武智大陸、椿一男、目黒健
堀真澄、松井省二、吉田忠紀、永瀬進一 以上
（一年間お世話になります。どうぞよろしく）

《中央労基署人事異動》

○新任（4月1日付）

基準監督官（三面主任）	金子満夫氏（池袋）
"（一面担当）	中村昭太郎氏（本局）
"（二面担当）	梶川清氏（本省）
"（三面担当）	長野正氏（大阪局）
安全専門官	小坂稔氏（本局）
安全技官	山口昌康氏（足立）

○転任（6月1日付）

次長 赤井信雄氏 中野労基署長へ

◀ お 知 ら せ ▶

○48年度連合会代議員

過日の総会で選出された山崎紀雄氏は健康上
の理由で代議員を辞退。急処小山支部長を幹
事会で選出のうえ、同氏が就任されました。

○貸金実態調査協力方をお願い。

すでにご案内の通り、本年度の支部事業計画
のハイライトとして貸金実態調査をいよいよ
実施することになりましたので、ご多忙中ま
ことにお手数ですがよろしくご協力をお願い
します。

紙上でごあいさつ

東京都労働局失業保険部
監理課長 早川 邦夫

労働保険業務については、常日頃ご協力を頂き、先ずもって紙面をお借りし、厚くお礼申し上げます。

さて、4年前社会保険労務士法が施行され、今や制度そのものも定着するとともに、皆さん方の活動も多方面に亘り、私共も、その労に対し深く敬意を表する次第です。

ご承知のように昨年4月適用徴収一元化が実施されましたが、法の意図する全面適用の実現を図るため、東京都の事務分担は、事務組合を中心とし業務を進めることになっております。そこで事務組合の

設立のみを目的として結成する任意団体についても、積極的に事務組合の設立指導を行なうよう、都内各公共職業安定所に指示しております。

従って、この際貴支部会員を初め、多くの社労士の皆さん方が是非事務組合の設立にご努力願えれば幸に存じます。今後共皆さん方のご協力を得ながら業務を運営してゆく所存でおりますので、よろしくお願い申し上げます。終りに、貴支部並びに会員各位の益々のご発展を期待いたします。

最高裁大法廷傍聴記

採用時に学生運動（安保批准阻止闘争参加）の事実を秘匿したのは経歴詐称に当るとして不当解雇されたと提訴した高野裁判は、地位保全の仮処分決定（39.4.27）、一審（42.7.17）、二審（43.6.12）とも憲法4条、9条、労基法3条、民法90条に反し解雇権濫用（処分は無効）で勝ち続けたが、敗訴した三菱樹脂は最高裁に上告、世紀の労働裁判といわれるその第1回（6.6大法廷）口頭弁論を傍聴した。

会社側は我妻栄（民法）、宮沢俊義（憲法）、東大名誉教授達の「憲法でいう**信条**とは宗教的信念のみを指す」との意見書をもとに、企業には採用の自由（財産権）があると主張。高野弁護側は、①憲法の人権規定の趣旨は私人にも及ぶ、②憲法、労基法は不合理な差別禁止を規定したものであり、**信条**には当然政治的意見を含む、③本件は労働者の**思想信条**を理由とした解雇であり、明らかに違法で無効だと反論し、本人も涙ながらにその不当性を訴えた。

因みに、裁判史上類似事件では違法で無効を判旨したものの15判決（東京高裁ほか）に対し、**信条**とは宗教的信念をいい、政治的信条を含まないとして解雇は合法かつ有効としたものの1判決（福岡地裁）がある。また、労働次官通達（22.9.12）には「労基法3条の**信条**とは特定の宗教的もしくは政治的信念をいう」との行政解釈が明示されている。

いずれにせよ、**信条**の解釈をめぐる天下の法律家を二分した形で争われる高野裁判は、最高裁の判断いかんで、基本的人権の保障、ひいては憲法改正にもおよぶものとして、その成り行きが注目される。

旅行記

山崎雅也

6月15日・16日の両日は、社労士としての不安なおもちで東京を発つ、小田急のロマンスカーはよく揺れる。労働保険年度更新での身心ともに揺れるを今一度呼び戻された思いがした。車中では同行した仲間のしゃべる声が響く。仕事での疲れをふき飛ばし思いきり楽しもうとするかのように2時間後箱根着。入浴、懇親会、普段の固い社労士という仕事のカラから抜け出し、歌あり、踊りあり、若い仲間仕事もよくするが酒もよく飲む。私もこの二点については負けないつもりだが……。また種々語り合う事も出来た。懇親会の必要性を強く感じた。

翌朝親しい人達と大涌谷、芦ノ湖方面へ足を向ける。10年前だったろう一度来た時とはだいぶ違った趣だった。土産を買って再び小田急に乗り、一路光化学スモックにおおわれる東京へ。着京後事務所に立ち寄ったが、すぐ飛び出し少しでもきれいな空気をと千葉の自宅へ急いだ。昨夜緊張しすぎたせいか、かなり疲れた。さあ明日の活躍のためぐっすり寝よう。

